平成２５年（フ）第１２２８号
千葉市稲毛区山王町66番地56
債務者　辻　　勝則
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３号
千葉市中央区道場南２丁目３番６号　中山荘22号
債務者　田川　　守
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
千葉県習志野市袖ケ浦４丁目５番19号
債務者　福澤　克美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２号
千葉県船橋市二宮１丁目19番15号ペイトンプレイスＡ棟102号
債務者　郡司　伸孝
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
千葉県船橋市行田３丁目１番14棟910号
債務者　横山　攝治
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
千葉市若葉区若松町902番地２　ツインエルシティ千葉２番館206号
債務者　菊池　寛治
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
新潟市西区青山２丁目15番22―502号
債務者　関本　弘之
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８号
山梨県笛吹市石和町小石和239番地１　藤田住宅
債務者　嶋田八十子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
長野市篠ノ井布施五明3007番地
債務者　荒井亜由美（旧姓高柳・鈴木）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
長野県千曲市大字稲荷山1066番地６
債務者　中島袈裟彦
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４９号
岐阜県各務原市緑苑東１丁目５番地　緑苑東15棟101
債務者　山田都喜雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
静岡県賀茂郡松崎町石部124番地
債務者　渡辺　善徳
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県伊丹市野間８丁目２番60―304号
債務者　樫山由美子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
兵庫県神崎郡福崎町南田原3179番地
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県宍粟市山崎町東下野41番地
債務者　須々木仁志
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２２号
奈良市南紀寺町４丁目３番地の１
債務者　川村　浩美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５６号
奈良県大和郡山市筒井町463番地の１　ふぁみ～ゆ筒井308号室、住民票上の住所奈良県大和郡山市南井町９番地１
債務者　森田　チヨ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第５８号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目756番地　110号
債務者　三橋　春野
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
奈良地方裁判所